

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)

様式2-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくり推進のための調査事業	支出負担行為担当官 観光庁次長 村田 茂樹 東京都千代田区霞が関2-1-2	R3.7.5	(公財)日本交通公社 東京都港区南青山2-7-29	5010005018866	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、歴史的資源を活用した観光まちづくりの取組をさらに推進するために、既存の全国200地域を取組展開地域における更なる質的向上(旅行消費額の増加、長期滞在の促進等)及び、先進事例の取組の他地域への横展開を進めることを目的とする。 このため、本業務の実施にあたっては、歴史的資源を活用した観光まちづくりに関する専門的な知識が不可欠である。加えて本業務における十分な成果を得るためには、確実な業務遂行体制とともに、効果検証及び分析事業に高度に精通していることが必要であり、そのような能力を有する事業者から、斬新かつ現実的なアイデアを広く募り、選出することにより、最も効果的、効率的な事業運営を目指すものである。 その内容を評価した結果、当該法人の企画提案書が特定されたことから、左記業者と随意契約を締結するものである。	34,988,298	34,988,298	100.0%	-	公財	国認定	18者	
ウォーカーブル空間における自動運転バス等のモビリティの導入に関する調査検討業務	支出負担行為担当官 都市局長 宇野 善昌 東京都千代田区霞が関2-1-3	R3.7.6	共同提案体(代表者) (公社)日本交通計画協会 他1者 東京都文京区本郷3-23-1	8010005003758	会計法第29条の3第4項 予算令第102条の4第3号 本業務は、ウォーカーブル空間への自動運転バス等のモビリティの導入において、自動運転技術とウォーカーブル空間の親和性を高めるための、都市交通のあり方や、自動運転技術の導入に対応した街路施設の整備方策について検討することを目的とする。 本業務を行うにあたっては、公共交通の導入又は自動運転技術の導入に関する業務を行った実績を有していることなどが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続きを行ったところである。 その結果、上記相手方の企画提案は、本業務の趣旨を的確に理解し、妥当性の高い実施手順を提示しており、特定テーマに対する企画提案についても、的確性、実現性に優れていると判断したこと、また、本業務の遂行にあたって十分な専門性、経験があると判断したことから、企画競争実施委員会及び企画競争有識者委員会にて当該共同提案体を特定したものである。 したがって本調査については、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号に基づき、ウォーカーブル空間における自動運転バス等のモビリティの導入に関する調査検討業務公益社団法人日本交通計画協会・バンフィックコンサルタンツ株式会社共同提案体と随意契約を行うものである。	11,979,000	11,946,000	99.72%	-	公社	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び 住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区 分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募者数	
海外からのニーズを踏まえた日本の造園・ 緑化技術の今後のあり方に関する調査	支出負担行為担当官 都市局長 宇野 善昌 東京都千代田区霞が関2-1-3	R3.7.6	(公財)都市緑化機構 東京都千代田区神保町3-2-3	9010005011405	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、造園業界団体や企業などが海外展開を図る技術として期待するものやそれに対する海外のニーズ等を情報収集し、その効果的な展開方策を検討するとともに、民間事業者と連携し、緑化施設等による暑熱対策の普及のための調査を実施するものである。 本業務の履行にあたっては、過去の国際園芸博覧会の出席状況、各国の造園・緑化技術の変化や評価の違い等を把握した上で、日本の造園・緑化産業の振興の観点から、より効果的な海外展開方策を企画検討する能力や、海外での事業実績を有する都市開発事業者、学識者等への綿密な調査能力が必要であるほか、今後の緑化施設等による暑熱対策の普及に向けて、緑化施設の温度低減効果や利用状況等の効果検証を行うための能力や、効率的・効果的なPR方法の調査検討、及び有効と考えられるPR方法を実施するための能力が必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和3年6月1日から令和3年6月15日までの期間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、7者が業務説明書の交付を求め、期限までに1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、公益財団法人都市緑化機構の企画提案が特定された。 その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても的確性及び実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同法人と随意契約を行うものである。	9,999,000	9,999,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
大規模噴火時における下水道施設への影響 検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省水管理・ 国土保全局長 井上 智夫 東京都千代田区霞が関2-1-3	R3.7.21	(公財)日本下水道新技術機構 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	根拠条文:会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号 本業務は、火山噴火時における下水道事業の対応方策を検討するため、富士山噴火時の降灰等の被害想定を踏まえ、富士山周辺地方公共団体における下水道施設等への影響を検討し、それらの事前対策や対応方策について検討するものである。 富士山噴火時の被害想定については、各種既存資料が存在しているが、下水道事業への影響が明確に示されたものはなく、本業務において新たな検討を進める必要がある。 本業務の実施に当たっては、下水道事業や下水道に関する防災計画についての幅広い知見のほか、下水道事業に影響を与える要因についての高度な分析力が必要であるため、企画競争する必要があった。 その結果、上記相手方の企画提案書は、業務の目的にかなった「実現性」、「獨創性」が高く、本企画提案のテーマに対する「的確性」についても満足できるものであることから妥当であるとして、企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	5,005,000	4,994,000	99.8%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
大規模水害時における下水道施設の早期復旧に向けた広域支援のあり方検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省水管理・国土保全局長 井上 智夫 東京都千代田区霞が関2-1-4	R3.7.21	(公財)日本下水道新技術機構 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	根拠条文:会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 令和元年東日本台風においては、河川氾濫等による浸水被害により、多くの下水道施設が一時的に機能停止するなど、甚大な被害が発生し、一部の施設については、機能回復までに一定の期間を要したことから、河川氾濫等による下水道施設の被災時においても、社会的影響を最小限に抑制するため、早期の機能復旧に向けた人的支援、資機材の備蓄と共有、それらの調整を行う拠点の確保など、国、県、市町村等の役割分担を踏まえた災害時の広域的な相互支援の構築を目指す必要がある。 本業務は、大規模水害時における下水道施設の応急復旧の体制構築や資機材の調達に関する課題について検証するとともに、早期復旧に向けた支援のあり方について検討を行い、ガイドライン(案)を作成することを目的とする。 本業務の実施にあたっては、浸水による被害を受けた下水道施設の早期の機能確保に向けた体制構築や資機材の調達についての高度な分析・検討の実施が必要であり、企画競争する必要があった。 その結果、上記相手方の企画提案書は、本業務に対する「専門性」が高く、業務の目的にかなった「的確性」、「実現性」も満足できるものであることから妥当であるとして、企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	4,983,000	4,950,000	99.3%	-	公財	国認定	1者	
多言語対応ローカルSNSアプリの情報発信による観光客の安全安心及び満足度向上に資する官民連携体制構築に向けた実証事業	支出負担行為担当官 九州運輸局長 河原畑 徹 福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1	R3.8.18	共同提案体 (公財)九州経済調査協会 他1者 福岡市中央区渡辺通2-1-82	5290005000838	会計法第29条の3第4項 本業務は、企画競争の実施についての通達に基づき企画提案書を公募し、調査審議の結果、企画競争実施に関する提案内容における企画提案の的確性及び実現性において、共同提案体 公益財団法人九州経済調査協会 他1者が本業務を委託するにあたって適格者と判断し、特定した。 このため、本業務は会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、共同提案体 公益財団法人九州経済調査協会 他1者と随意契約を締結するものである。	5,994,450	5,994,450	100.0%	-	公財	国認定	4者	全体額 10,494,550 円
原付・自転車の事故類型別事故データの購入一式	支出負担行為担当官 国土交通省自動車局長 萩川 直也 東京都千代田区霞が関2-1-3	R3.8.24	(公財)交通事故総合分析センター 東京都千代田区神田猿樂町2-7-8	2010005018547	会計法第29条の3第4項 予算令第102条の4第3号 本件は、原付・自転車の事故類型別事故件数(2016~2020年)のデータを購入するものである。当該契約の相手方は、道路交通法第108条の13に基づく交通事故調査分析センターとして指定を受け、事故調査を実施している唯一の法人である。また、交通事故と人間、道路・交通環境及び車両に関する総合的な調査研究を通じて、交通事故の防止と交通事故による被害の軽減に資することを目的として、交通事故統計分析(マクロ統計分析)及び交通事故例調査分析(ミクロ調査分析)の両面から調査研究に取り組んでおり、事故類型、事故発生状況等交通事故に係わる網羅的なデータを保有している唯一の法人であることから、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、随意契約を行う者である。	2,510,475	2,510,475	100.0%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
画像を用いたトンネル健全度自動判定・要注意箇所表示技術の開発	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 大沼 俊之 東京都千代田区霞が関2-1-3	R3.9.1	(公財)鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38	3012405002559	本委託研究は、国土交通省の交通分野に係る政策課題の解決に資する研究開発を重点的に実施するため、国土交通省総合政策局技術政策課により設置された学識経験者等からなる交通運輸技術開発推進外部有識者会において、あらかじめ研究開発課題の公募を行い、同外部有識者会において審査基準に基づき審査された結果、「画像を用いたトンネル健全度自動判定・要注意箇所表示技術の開発」(公益財団法人鉄道総合技術研究所)が研究課題として選定されたものである。以上のことから、本委託研究は、審議会等により委託先が決定された者との委託契約に該当するので会計法第29条3の第4項及び予算決算及び会計令第102条の4の第3号の規定により、随意契約するものである。	13,004,667	13,000,000	100.0%	-	公財	国認定	16者	
令和3年度 基礎・抗土圧構造物の維持管理に関する調査研究	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 大沼 俊之 東京都千代田区霞が関2-1-3	R3.9.14	(公財)鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38	3012405002559	本業務は、基礎・抗土圧構造物の構造型式に応じた変状の把握方法から対策の選定までの体系、水害や地震被害を受けた場合の検査・復旧方法に係る体系を整理し、維持管理の実務者が理解しやすい鉄道構造物維持管理標準(基礎構造物・抗土圧構造物)の手引きとしてとりまとめることを目的としており、本業務を行う者は、基礎・抗土圧構造物に係る維持管理、補強技術等に精通し、必要な調査研究、及びデータ解析が可能で知見を有することが求められる。 当該法人は、提案要領に基づき企画競争を実施し評価した結果、高い評価を受けて選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。	19,976,805	19,800,000	99.1%	-	公財	国認定	1者	
令和3年度 鋼・合成構造物等の橋りょうの設計に関する調査研究	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 大沼 俊之 東京都千代田区霞が関2-1-3	R3.9.17	(公財)鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38	3012405002559	本業務は、鉄道橋りょうを設計する指針である鉄道構造物等設計標準について、構造計画に関する情報や新たな知見を取り入れることで、設計標準を見直し、より安全で経済的な設計の実現を図るとともに、鉄道輸送の安全確保及び建設コストの削減を図ることを目的としており、本業務を行う者は、国の技術基準として基準策定に耐えうる信頼性の高い調査の実施が必要であり、鉄道橋りょうの設計及び施工技術に精通し、必要な調査研究、及びデータ解析が可能で知見を有することが求められる。 当該法人は、提案要領に基づき企画競争を実施し評価した結果、高い評価を受けて選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。	30,060,616	29,810,000	99.2%	-	公財	国認定	1者	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。